



免税事業者のインボイス対応

1. インボイス登録制度とは

2023年10月1日から消費税の仕入税額控除がインボイス方式になります。

インボイス（適格請求書）発行事業者の登録期間は2021年10月1日～2023年3月31日。

渋谷大橋会計事務所でも登録申請を代行（料金は税別10,000円）いたします。

法人税申告に合わせ順次、登録申請。個人事業者は、希望者の方に登録申請します。

2. 免税事業者のインボイス対応

年間の課税売上1,000万円以下の免税事業者の方は、2023年3月31日まで何もしない（インボイス登録をしない）ほうがベターです。

3. インボイス登録の判定フローチャート

